

を付与すべきではないか。

率直なところ、こういう御不安を働く方たちが持つていらつしやいます。それに関して、どのようにお考えになりますでしょうか。お伺いしたいと思います。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、法律そのもののたてつけといたしましては、この法律によって、別途整備されております関連する労働法制それから指針等をしつかり遵守をするということが必要となつてございますので、こういったことを、今御指摘いただいたような不安の声その他広からないように、生まれないように、しっかりと施策の周知徹底を図っていかねければならないというふうに考えているところでございます。

○佐原委員 ありがとうございます。

こうした声が寄せられているということは、政府への改善の期待を込めてのことでもあります。本法案では、雇用や労働条件の変更に關しては別途労働法によると重ねて御答弁いただいておりますが、そこに行く前に、しっかりと働く方を守り、その力を生かしていくことが経産省のお力によるところだと思います。そのためには経産省でできることは何だと思いいでしょうか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

まずは、先ほども申し上げたとおり、そういう制度に対する誤解ですとか御不安が生まれないように、運用の局面において施策の内容を広くしっかりと周知をしていくという努力をすることだと思っております。

その上で、この法案、繰り返しになりますけれども、早期の事業再生を可能にすることによって、事業活動を再生することで事業の価値の毀損を防ぐその他、結果として従業員の皆様にも資する法律となつていところでございます。

この法律の施行に加えまして、やはり企業がしっかりと競争力を高めていただいて、しっかりと投資をしていただいて、しっかりと仕事をつくつていただいて、経済の活力をしつかり生み出してい

ただいて、そういった中で、結果として、仕事が増え、労働者の皆様方のある意味利益につながるということが大事だと思っておりますので、そういう本質的な企業活力、企業の競争力の強化に向けて経済産業政策をしつかり展開していくということが大事だというふうに考えてございます。

○佐原委員 ありがとうございます。

そのとおりだと思いますが、企業に対しての支援がもっと早期に必要なのではないかなという反省点をよく考えていただきたいと思うんですね。失われた三十年。政府のけちけち政策がこのような状態になったのではないかと思うんですね。

私は今日、マレリの、私的整理成立せずというニュースを見まして、これってこれからどんどん起り得ることだなと思つたんですよ。

その中で、やはり海外のファンドが会社を買つていく。韓国状況を見たときに、前にもお話ししたんですけれども、私はいつも危惧するんですよ。韓国の企業、大躍進しました。しかし、韓国の方々の生活は本当に豊かになつたのだろうかと思うんですね。

ですから、日本もそのような状態になり得るんじゃないかなと思うんですよ。再生するのはいいけれども、その再生の果実は、結局、海外に持つていかれてしまう、あるいは、ノウハウ、技術、それから人材というものが海外に流出してしまうのではないかというおそれがあるんですね。いつも思うんですよ、日米合同会議で決まつたことが法律の中に忍び込まれていて、消費税もそうだったし、いろいろなものがあります。

ですから、これがそういう形になつて、日本という国の技術や人材、心が失われていかないように、私は大臣にもお願いしたいんですね。この守るといことは、やはり積極的な財政出動をして、企業を守つていつていただきたい、投資もできるように。投資ができなかつたんですよ、よく回つていかなかつた、コストも上がつて、なかなか投資をしていくというところに回らなかつた

ということやはり反省点だと思うんです。

これからも海外で買われていつてしまつて、あれつ、いつの間にか日本のフラッグがないなというようなことにならないように、そういう危惧はありませんか、大臣。通告にないんですけれども、済みません。

○武藤国務大臣 議員の懸念が払拭されるように、日本経済そのものを元気にさせませんといけませんので、我々もしつかりそれに対応をさせて

いただきたいというふうに思います。

○佐原委員 ありがとうございます。

経産省の皆様のレクでも十分私、分かつたんですよ、会社を潰そうとするんじゃないくて、整理するということは伸ばしていこうというお気持ちだということとはよく分かつたんですが、しかし、そこまでの力が失われてしまつているところというところもあります。ですから、十分な支援を、もう質疑時間が過ぎてしまいました。

本日に、いろいろ申し上げましたけれども、皆様の努力が実を結ぶように、日本がもっと元気になるようにと祈念申し上げて、質問を終わらせていただきます。

どうも本日はありがとうございます。

○宮崎委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

まず、大臣、通告してないんですけれども、今日の報道で、関税交渉に關わつて、いわゆる半導体ですね、エヌビディアを念頭に、アメリカから半導体を購入するんだと。しかも、DＣ向け、データセンター向けの半導体を、日本が補助金を出して購入支援をして、アメリカから、エヌビディアを念頭に、そういう半導体を購入していく、それをカールドにする、そういう報道が一部されているんですね。

大臣、ちよつと、えつ、えつ、えつみたいな顔をされているんですけれども、聞かれていないですか。

○武藤国務大臣 詳細については、まだ報告を受

けていません。

○辰巳委員 大臣、聞いていない、これはえらいことですね。(武藤国務大臣詳細は)と呼ぶ詳細はね。

ラピダスの法案審議というのをこの間ずっとやつてきたわけですが、そもそもラピダスというのは、国内の半導体産業を興していこうということを念頭に、とりわけDＣ、データセンターですよね、参考人の中にも、データセンターは北海道という話の方も来られていましたけれども、アメリカから、エヌビディアからそういう半導体を買うということになると、これはラピダスのデータセンター向けの半導体の売り先がなくなつてしまふということになつてしまふんじゃないかと私は思うんですよ。

これは、私たちは、ラピダスそのもの、あれだけの公的資金を投入してということには反対しましたけれども、あれだけの公的資金を投入しておいてですよ、今、関税交渉でやすやすと、そういう半導体をアメリカから買つてしまふということになれば、これは、ラピダスの計画、プロジェクトそのものがもう今から危うくなるんじゃないかと言わざるを得なくなると思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○武藤国務大臣 詳細については存じ上げていないのであれなんですけれども、ラピダス法案のときから、そういう意味で、需要想定という形においては、まだまだこれは正直言つて、今エヌビディアをアメリカから関税交渉の一つとして買うという話のようでありますけれども、需要的にはそんなものではないというふうに想定しているところですし、これからの時代の推移からいつて、この次世代半導体、特に需要がこれからまだ想定としては増えていくだろうという中で、の想定をしていたところもあると思つています。

○辰巳委員 そうおっしゃるんですけれども、そもそも、エヌビディアにラピダスの半導体を買ってもらいましようということでもあつたんですよ。それを、今度は日本がエヌビディアから

買うって、もう全く逆になつてしましますから、想定とは全く外れてしまうということも言わざるを得ないというふうに思います。

さて、日産についてお聞きしたいと思うんですね。五月十三日、二〇二八年三月期までに日本を含め世界で七工場を統廃合して、全従業員数の一五％に相当する二万人の削減計画を日産は発表いたしました。

日産は、一九九九年にも、当時の最高執行責任者のカルロス・ゴーン氏が、五つの工場の閉鎖、約二万人の労働者を退職させる大リストラ計画、いわゆるパイバル計画というものを発表いたしました。特に、国内では、東京の村山工場の閉鎖をめぐり、地域の雇用と取引企業、下請企業ですね、への影響というものが大問題にもなつてまいりました。

このとき、我が党は、日産の社会的責任は極めて大きいと指摘をした上で、身勝手なやり方は許されない、政府としても日産に言うべきことは言えということで追及をしてまいりました。

例えば、二〇〇〇年の二月二十一日の予算委員会においては、当時の深谷隆司通産大臣はこう言っているんですね。本来、個々の企業の問題に通産省が介入できないが、しかし、それによつてもたらされる雇用関係、下請関連企業への影響は極めて重要な課題でございますので、日産自動車に対して、十分な配慮をするように指示をいたしました、こういうことなんです。

大臣、やはり、雇用、下請企業への社会的責任を果たさせるように、直接大臣の方から日産に対して働きかけ、これをするべきじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょう。

○武藤国務大臣 先般も、参議院の決算委員会で大門先生から御質問を言つていただきました日産の件であります。

現実、まだ、経営再建策としていろいろな報道があるのは承知をしているところですけれども、現時点では、正確なところはまだ何にも聞いていないとの説明を聞いていると、自治体からです

ね、伺つているところです。

今、深谷通産大臣の話も御質問いただきましたけれども、現状の今の経営再建計画は、二〇二七年度までに、中国を除くグローバルで、車両工場数を十七から十に減らすとか、約二万人の人員削減をする旨の公表をしているというものというふうに聞いておりますが、どの工場を閉じるかについてはまだ説明を聞いておりませんし、関係自治体に対しても、今の答弁のように、決まつていないという説明のことを承知しているところです。

まずは、今回の経営再建計画が雇用やサプライチェーンに与える影響について、しっかりとこれは注視してまいらないといけないというふうに思っています。その上で、影響を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

○辰巳委員 これは是非、やはり、されてからでは遅いので、働きかけていただきたいというふうに思ふんですね。

日産のような世界に展開する多国籍企業の活動には、やはり社会的責任にとどまらない、国際的な制約もあるんです。一九七七年にＩＬＯが採択をした多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言というものがあります。これは経産省のビジネスと人権のホームページにも掲載をされているものであります。

ちよつと紹介していただきたいんですが、この中の、雇用の安定の項目の三十四番で、多国籍企業は、雇用に重大な影響が及ぶ事業活動の変更に ついてどのようにすべきだと言っているのか、紹介していただけますか。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの、ＩＬＯの多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言の項目三十四番におきましては、多国籍企業は、雇用に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更を検討するに当たつては、悪影響を最大限緩和するために、共同して検討を行い得るよう、適切な政府機関、当該企業が雇用する労働者及びその団体の代表に対して、かかる

変更についての合理的な予告を行うべきであるとされております。

○辰巳委員 合理的な予告を行うべきであるということが記されているわけなんですね。

それでは、続けて確認したいと思ひますけれども、今、日産から示されているのは重大な変更なわけですよ。日産から、そういう変更について、合理的な予告というのは政府に対してあつたのか、あるいは労働者や労働組合に対してあつたのかを確認したいと思ひます。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

恐縮ですが、個別事案についてはお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

一般論ではございますが、厚生労働省の法律で、労働施策推進法という法律がございまして、そこにおきまして、事業主は、事業規模の縮小等により相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合には、今の法律に基づきまして、事前に労働組合などの意見を聴取した上で、最初の離職者が生ずる日の一か月前までに、事業の現状、再就職援助計画作成に係る経緯、計画対象労働者の氏名、再就職援助のための措置、労働組合等の意見などを内容とする再就職援助計画を作成し、ハローワークの所長に提出し、認定を受けなければなら

ないこととされております。

ハローワークにおきましては、必要に応じて、事業主に対してまして、今申しました制度の適切な実施に向けた助言や指導等を行うとともに、離職を余儀なくされた労働者がいらつしやれば、その円滑な再就職の実現に努めることとしております。

○辰巳委員 今回の答弁はあくまで一般論という話にとどまるわけですが、やはり、人員削減だけではないと思ふんですね。日産と取引がある企業だけでも約一・三万社とされているわけですよ。

今回の日産の計画でちよつと重大だと思つているのは、部品等を提供するサプライヤーについて、より少数にする、そして非効率さを排除し、

従来の基準を見直すということも盛り込まれているんですね。つまり、日産を支えてきた取引企業の変更に想定をされるわけなんです。

日産は、去年の三月に、部品メーカーへの支払代金を不当に下げていた下請法違反をめぐつて、経産省が推進しているパートナーシップ構築宣言を取り消されて、つい最近、三月ですけれども、再度宣言をしたばかりであります。

これは、大臣、やはり、下請法違反を反省して再度宣言をしたというばかりなのに、今、下請企業の大規模の削減あるいは契約条件の変更を一方的に宣言するというのは、パートナーシップ構築宣言の趣旨にも違反しているんじゃないか、適合していないんじゃないかと思ふんですね、いかがですか。

○武藤国務大臣 日産が、五月十三日でしたか、公表した経営再建計画ですけれども、コスト削減においてサプライチェーンの見直しを行つていくという説明をしていることは承知をしているところであります。

現段階で、先ほど申したとおり、見直しの具体的な内容が明らかではありませんので、取引先との共存共栄という我々のパートナーシップ構築宣言の趣旨が遵守されるかも含めて、サプライヤーへの影響については引き続きしっかりと動向を注視していきたいというふうに考えています。

○辰巳委員 本当下請を切り捨てようという事は絶対にやってはいけないというふうに思ひます。

日産の姿勢ももちろん問われなければならないんですが、やはり、政府も、一九九九年に成立した産活法、これに基づいて、二〇〇一年三月十九日に、日産の大リストラ計画、先ほど少し紹介しましたけれども、これを事業再構築計画として認定もしてきたわけですよ。経産省自身が、大企業のリストラや人減らしを応援するために様々な特例も講じてまいりました。これは、やはり経産省、政府の責任、姿勢は重大やということも指摘

をしておきたいというふうに思います。
さて、今回の法案についてだしていきたいんですが、近年、短期的な利益を求めて、支配下に置いた企業の資産を売却したり資産を吸い上げる悪質な投資ファンドの存在が世界的に問題となつてまいりました。

内閣官房の私的整理法制検討分科会では、金融機関の出席者から、これまでの経験として、首都圏では、スポンサー企業の実質的な目的が対象企業の事業ではなく不動産の取得であるケースも見られて、事業再編が当初の計画どおりに進まない事例もあるという指摘もされています。

本法案では、悪質な投資ファンドが経営権を掌握して申請をしてきた場合、経産省、これを排除できる規定はあるんでしょうか、確認したいと思っています。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

本制度におきましては、金融機関等の有する金融債権につきまして、まず、公正中立な第三者機関が債務調整の必要性、決議成立の見込み等を確認するということが、それから、対象債権者集会において債権額の四分の三以上の同意を得ることが必要であること、また、決議の後に、裁判所が手続の公平性や法令違反がないかを審査するといった、複層的な、いわゆる多数の債権者による多数決濫用の防止措置を設けているというたてつけでございますので、そういった観点で、本制度を悪用する事案は相当程度抑えられるのではないかとというふうに考えてございます。

また、主たる対象債権者として想定される銀行等につきましては、金融庁の監督指針において、再建可能な債権者については極力事業が再生する方向で取り組むということも求められているところでございますので、そういったことも踏まえながら、経済実態の進展、それから裁判実務の積み重ね等も踏まえながら、この制度の濫用防止についてしっかりと不断の検証を続けてまいりたいと考えてございます。

○辰巳委員 今おっしゃったとおり、相当程度抑

えられるということしかできないわけですね。完全にそんなことは想定されないんだ、抑えられるとは言えないわけですね。もうかるためには切り売りしていくというようなファンドももちろんあるし、もうかるんだつたら金融機関だってそれでいいじゃないか、そう言いかねないと思ひます。

収奪的な投資ファンドは、労働組合の解体や労働者の解雇、労働条件の切下げ等を露骨に行うことをやはり特徴としているわけですね。二〇〇八年にアジア・パートナーシップ・ファンド、APFに経営権を掌握された昭和ゴム、この件では、会社の資産約三十億を経営悪化したAPFグループ企業に還流させられ、抗議する労働組合に対しても不当労働行為が繰り返されました。

こうした状況にかかわらず、日本では、悪質な投資ファンドから労働者保護を図る措置というのは放置されたままだと言わなければならぬというふうに思ひます。この法案では、そういう保護規定というのは一切ないということも指摘をしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○宮崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○宮崎委員長 この際、本案に対し、山下貴司君外五名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党及び有志の会の六派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山岡達丸君。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○山岡委員 ただいま議題となりました円滑な事

業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び概要について御説明をいたします。

経済的に窮境に陥るおそれのある事業者が、早期での事業再生に取り組み、経済の新陳代謝機能強化を図ることは重要です。本法律案はその観点に立ち、事業者の円滑な事業再生の実施を図るため所要の措置を講ずるものであり、目下の経済情勢を鑑みたとき、その措置の必要性については高く評価をしております。

他方で、本法律案提出の理由及び趣旨では、「事業者が早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術及び人材の散逸を回避できる制度基盤を整備し、経済の新陳代謝機能を強化しておくことが重要」とし、技術や人材の重要性を述べ、また本法律案作成に当たって協議されてきた経済産業省の産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の報告書では、「清算価値保障による対象債権者一般の利益に適合しつつ、取引先や雇用等の利益にも資するといった社会的・経済的観点からの公共的利益の実現を達成するために必要かつ合理的な手段となること。」を新たに制度を構築する際の正当性の一つとし、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要である。」との指摘がされていたにもかかわらず、本法律案では、事業価値の毀損の回避や技術及び人材の散逸の回避、早期事業再生計画の遂行過程での従業員の協力見込みについて、条文として明確に規定されていません。

本法律案が原案のまま成立した場合、その運用において、早期の事業再生が進む傍らで、人材や技術が安易に国内外へ散逸や流出する可能性が排除できず、また従業員の協力が得られないことで早期事業再生計画の円滑な遂行に支障を来し、再生が長期化する懸念も拭えません。結果として事業者の早期再生が遅るき、事業価値の毀損につながり、ひいては日本経済全体の国力低下につながるおそれがあるものと考えます。

こうした観点から、企業価値の毀損や技術及び人材の散逸の回避を本法律案の目的として明確にするとともに、事業者が早期事業再生計画を策定する際、従業員の協力の見込みを確認すること、より正当で円滑な早期事業再生に寄与すべく、本修正案を提出した次第であります。

次に、本修正案の内容について御説明申し上げます。

本修正案は、目的規定に、事業者が「その事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で」との文言を追加するとともに、早期事業再生計画の記載事項のうち、確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項について、「当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項」として経済産業省令で定めるものを含むものとしております。

以上が、本修正案の趣旨及びその内容の概要でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をいただけますようお願い申し上げます。

○宮崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○宮崎委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申出がありますので、順次これを許します。佐原若子君。

○佐原委員 ありがとうございます。

早期事業再生法案につきまして、れいわ新選組として、反対の立場から討論いたします。

討論の前に、私、経産の質問を繰り返した中で、自分の中の保守性というものにすごく気がつきました。日本を守りたい、売られてなるものかみたいなのが芽生えてまいりまして、自分でも驚いております。

では、討論。

早期事業再生法案につきまして、企業が倒産を回避し、事業を再生させることは、地域経済と雇用を守るためにも重要です。雇用の維持、労働条件の改善、そして賃金の引上げを通じて、安心できる暮らしを実現することが、政府に求められる政策であると私たちは考えます。

しかし、本法案には重大な懸念があります。

第一に、雇用や労働条件の維持について、法的義務や罰則が規定されておらず、実効性に乏しい点です。労働者を守るという観点が制度設計に皆無であると言わざるを得ません。

第二に、労働者と事業者の協議や合意について、法文上に規定がなく、再生の過程において労働者が主体的に関与できない仕組みとなっている点です。働く人々の声が無視される懸念を拭えません。

事業再生の名の下に、実際にはコストカットとして雇用削減や労働条件の引下げが進むようなことがあつてはならないはずです。企業の再生が誰かの犠牲の上に成り立つ社会であつてはならない、このことを私たちは強く訴えたいと思います。政府が本気で企業の再生を図るのであれば、財政的な支援を伴いながら、雇用、労働条件の維持を明確に制度に位置づけるべきです。事業再生は、帳簿の調整ではなく、地域社会に根差した、人と産業の再構築であるべきです。

経済産業省の現場の職員の皆様が企業の倒産回避という課題に向き合い、検討を重ねられたその上に、いま一度、働く人を守り、事業再生を進めるための制度へと練り直していただくように、強く要望いたします。

中小企業の経営を支えてきた地方銀行が強い外資系の金融機関に統合されていく懸念が私にはあります。中堅企業も、多額の債権放棄等で国内金融機関の経営を圧迫し、国内にありながら外資系の金融機関、外資系の企業となつてしまつてしまうような懸念を私は拭えないんです。だから、いま一度、働く人、地域の地銀も、小さな会社、企業も守りながら事業再生を進めるための制度へと練

り直していただくよう、また更に強く要望し、反対論といたします。

ありがとうございます。

○宮崎委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎です。

私は、日本共産党を代表して、いわゆる早期事業再生法案に反対の討論を行います。

その前に、この経済産業委員会をやつてまいりまして、日々、私の中の革新性を実感をするところでございます。

反対理由の第一は、労働者保護のための措置が全くないからであります。事業再生計画には人員削減や労働条件切下げが含まれることが想定されますが、本法案においては、労働者に情報提供もされず、協議の対象でもありません。

労働者に大きな影響が出る法案と分かつていながら、政府の会議に労働者や労働団体の代表を一人も入れず、諸外国の同様の制度には存在する労働者保護規定を意図的に隠した資料を作成し、さらには、パブリックコメント等で懸念の声が多く寄せられても対応しなかった経産省の姿勢は、労働者を無視していると言わざるを得ません。労働者を置き去りにし、権利をないがしろにした本法案を断じて容認できません。

反対理由の第二は、最近だけでも日産自動車で二万人、パナソニックで一万人など、大リストラを伴う事業再生、組織再編が計画される中、これまでより簡易な手続で迅速にリストラを実行できる法案だからです。

経産省は、一九九九年の日産のカルロス・ゴーン氏による大リストラを産業活力再生法で認定して支援をいたしました。その後、産業競争力強化法で大企業の人減らしを支援することで株主資本主義を押し進め、多国籍企業の競争力強化を図る一方、国民の暮らしや雇用を破壊してきたことに何の反省もないばかりか、更にリストラを促進するものであり、看過できません。

反対理由の第三は、短期的利益を求め、支配下に置いた企業の資産を売却したり、資産を吸い上

げる悪質な投資ファンドによる利用を排除する仕組みもないからです。

労働組合の解体や労働者の解雇、労働条件の切下げ等を露骨に行う事案が頻発しているにもかかわらず、日本は欧州に比べ極めて脆弱なファンド規制しかなく、労働者保護の措置は手つかずのままです。こうした下で、労働者、地域を踏みにじる企業買収、企業壊しの新たな道具とさせてはなりません。

提出された修正案は、これらの問題を根本的に修正するものではないため、賛成できません。

最後に、本法案の前段となつた政府会議では、産業の新陳代謝は、すごいスピードで中小企業、地方の企業が退出、廃業するか、買収、集約されていかないと進まない、低生産性企業の買収は私的整理をかせまないと起こらない、多数決による私的整理はとにかく早く成立させてほしいなどという、驚くべき中小企業淘汰論が堂々と展開をされました。

こうした中小企業淘汰論を断固として許さず、中小企業憲章で「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置づけられた中小企業を守り発展させるために全力を尽くす決意を述べて、反対討論といたします。

以上です。

○宮崎委員長 これにて討論は終局いたしました。

○宮崎委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、山下貴司君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮崎委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮崎委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○宮崎委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、新谷正義君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及び公明党の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山崎誠君。

○山崎誠委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。

二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によつてその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とするともに、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提